

(証券コード2721)
2022年3月15日

株 主 各 位

東京都港区麻布十番一丁目7番11号
株式会社ジェイホールディングス
代表取締役 眞 野 定 也

第30期定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第30期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主の皆さまにおかれましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止及び皆さまの安全の観点から、極力、書面またはインターネットにより事前の議決権行使をいただき、皆さまの健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。

なお、本株主総会会場におきましては、適切な感染防止策を実施させていただきますが、会場席数が例年より減少する見込みのため、当日の入場をお断りする場合もございますので、あらかじめご了承くださいようお願い申し上げます。

また、感染拡大の状況次第では、会場や開始時刻などを変更する可能性もございます。その場合は、当社ウェブサイト (<http://jholdings.co.jp/>) にてご案内いたしますので、ご来場の場合には、事前にご確認いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年3月30日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区六本木五丁目11番16号

公益財団法人 国際文化会館 4階 403・404会議室

※前回会場から総会会場が変更となっておりますのでご注意ください。末尾の株主総会会場ご案内略図をご参照ください。

3. 会議の目的事項

報告事項

1. 第30期（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第30期（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役4名選任の件

4. 議決権の行使についてのご案内

(1) 書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2022年3月29日（火曜日）午後6時までに到着するようご返送ください。

(2) インターネットによる議決権行使の場合

インターネットにより議決権を行使される場合には、3頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご高覧の上、2022年3月29日（火曜日）午後6時までに行使してください。

(3) 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットによって複数回数議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎連結注記表及び個別注記表につきましては、法令及び当社定款第13条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://jholdings.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の提供書面は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://jholdings.co.jp/>）に修正後の事項を掲載させていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますようお願い申し上げます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトURL <https://www.web54.net>

2. 議決権行使のお取り扱いについて

- (1) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従つて賛否をご入力ください。
- (2) 議決権の行使期限は、2022年3月29日（火曜日）午後6時までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。
- (3) 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットによつて複数回数議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- (4) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主さまのご負担となります。

3. パスワード及び議決権行使コードのお取り扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主さまご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取り扱いください。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従つてお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

本サイトでの議決権行使に関して、パソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル 電話 0120-652-031 受付時間 9:00~21:00
--

(提供書面)

事業報告

(自 2021年1月1日)
(至 2021年12月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止策が講じられるなかで、社会経済活動の持ち直しの動きが期待されておりますが、変異株の感染拡大が懸念されるなど、先行きは依然として不透明な状況が続くと予想されます。

当社グループが関連する不動産業界、インターネット業界等におきましても、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う社会活動の停滞が、各業界の事業環境に与える影響について、想定が困難な状況下にあります。

こうした環境下、当社グループは、

- ・ フットサル施設の運営及び当該施設を活用した事業を行う「スポーツ事業」
 - ・ ファイナンス領域におけるソリューション事業としてのフィンテック業務、不動産テック業務への展開を図っている「不動産事業」
 - ・ デジタル・マーケティング業務、Webアプリ開発業務を行う「Web事業」
 - ・ 販売用太陽光発電施設の仕入、販売事業を行う「太陽光事業」
- の4つの事業を展開してまいりました。

この結果、当連結会計年度の経営成績は、売上高116,196千円（前期比90.5%減）、営業損失129,742千円（前期は129,884千円の営業損失）、経常損失128,562千円（前期は118,035千円の経常損失）、親会社株主に帰属する当期純損失150,929千円（前期は66,809千円の親会社株主に帰属する当期純利益）となりました。

セグメント別の業績は、次のとおりであります。

(スポーツ事業)

兵庫県のつかしん店では、新型コロナウイルス感染拡大に伴うまん延防止等重点措置を受け、臨時休業等の措置をとっておりましたが、売上及び利益に与える影響が前連結会計年度と比較して軽微であったことから、増

取増益となりました。また、神奈川県東山田店では、個人を対象としたフットサルイベントを多く実施したことが奏功し、増収増益となりました。

その結果、売上高は109,275千円（前期比13.5%増）、営業利益は31,445千円（前期比23.5%増）となりました。

（不動産事業）

不動産事業に関しましては、ファイナンス領域におけるソリューション事業としてのフィンテック業務、不動産テック業務を展開し、収益化を図る方針ですが、当連結会計年度で売上高は計上されておらず（前期は1,125,571千円の売上高）、販売費及び一般管理費の負担があるため、営業損失は10,982千円（前期は74,341千円の営業利益）となりました。

（Web事業）

Web関連事業に関しましては、デジタル・マーケティング業務の拡大を企図し、当該業務に従事する人員の拡充を図ったことから、売上高は6,920千円（前期は275千円の売上高）となりました。また、前連結会計年度からの課題であった販売費及び一般管理費の削減が功を奏し、営業損失については前期の15,993千円から減少し、7,389千円となりました。

（太陽光事業）

太陽光事業に関しましては、前連結会計年度（2020年10月1日）より新規事業として販売用太陽光発電施設の仕入・販売事業を開始し、取得後の販売を目的として、太陽光発電施設にかかる権利等を所有する合同会社の出資持分、及び当該出資持分の譲渡人が当該合同会社に対して保有する債権を取得いたしました。当連結会計年度において、当該合同会社の出資持分及び当該合同会社に対する債権を販売するものの、当初取得価額と同額での譲渡となり、また会計処理上、債権の取得と譲渡を純額で表示することとしたため、売上高は計上されず（前期売上高一千円）、営業損失は8,340千円（前期は1,373千円の営業損失）となりました。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第27期 自 2018年1月1日 至 2018年12月31日	第28期 自 2019年1月1日 至 2019年12月31日	第29期 自 2020年1月1日 至 2020年12月31日	第30期 (当連結会計年度) 自 2021年1月1日 至 2021年12月31日
売 上 高	1,362,570千円	1,501,463千円	1,222,163千円	116,196千円
経 常 損 失 (△)	△246,519千円	△287,779千円	△118,035千円	△128,562千円
親会社株主に帰属する 当期純利益 (△損失)	△253,589千円	△295,365千円	66,809千円	△150,929千円
1株当たり当期純利益 (△損失)	△116.72円	△108.05円	21.76円	△34.83円
純 資 産	107,864千円	△187,901千円	382,310千円	231,380千円
総 資 産	510,518千円	1,288,058千円	444,534千円	256,192千円
1株当たり純資産額	38.75円	△69.31円	80.62円	45.79円

(注) 1. 1株当たり当期純利益 (△損失) は期中平均発行済株式総数 (自己株式控除後) に基づき算出しております。

2. 第27期の数値は、誤謬の訂正による遡及処理後の数値を記載しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第27期 自 2018年1月1日 至 2018年12月31日	第28期 自 2019年1月1日 至 2019年12月31日	第29期 自 2020年1月1日 至 2020年12月31日	第30期 (当事業年度) 自 2021年1月1日 至 2021年12月31日
営業収益 (売上高)	71,342千円	47,738千円	86,962千円	18,049千円
経 常 損 失 (△)	△70,884千円	△81,138千円	△125,046千円	△116,319千円
当 期 純 損 失 (△)	△208,710千円	△109,733千円	△210,260千円	△203,782千円
1株当たり当期純損失 (△)	△96.06円	△40.16円	△68.49円	△47.03円
純 資 産	144,966千円	34,792千円	327,934千円	124,152千円
総 資 産	235,791千円	147,441千円	409,733千円	188,387千円
1株当たり純資産額	52.32円	12.16円	68.07円	21.05円

(注) 1. 1株当たり当期純損失 (△) は期中平均発行済株式総数 (自己株式控除後) に基づき算出しております。

2. 第27期の数値は、誤謬の訂正による遡及処理後の数値を記載しております。

(3) 対処すべき課題

(全般)

不動産事業においては、ソーシャルレンディング事業をはじめとする新たなフィンテック事業、不動産テック事業を展開し、収益化を図ってまいります。

スポーツ事業においては、東山田店及びつかしん店ともに、万全の感染症対策を実施した上で、顧客満足度の高いイベントを企画することにより集客増加を図ってまいります。

Web事業では、マーケティング・プロモーション業務に従事する人員拡充を図り当該業務の拡大を目指すとともに、不動産事業及び太陽光事業との連携を模索し新たな事業及び収益源の確保を目指します。

太陽光事業では、2020年10月より太陽光発電施設の仕入・販売事業を開始し、2020年11月に販売用資産1件の仕入を完了しております。今後は、継続的に太陽光発電施設の仕入・販売を行うことにより、収益の拡大を目指します。

(人的資源の充実)

人的資源の充実は、中長期的成長を達成するための最重要課題であるとの認識の下、各事業において人材の充実を図るため、専門性の高い人材を採用するほか、教育、トレーニングを行い、顧客満足度の高い人材を育成してまいります。

(商品ブランド、企業ブランドの確立)

当社グループが提供するサービスでは、顧客に安心感を与え信頼できる内容のサービスを提供することで、商品ブランド・企業ブランドの構築を進めてまいります。

(4) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(5) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は6,115千円であり、その主要内容は、本社移転に伴い当社で取得した本社内装工事等の建物附属設備や備品であります。

(6) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の事業譲受の状況

該当事項はありません。

(8) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(9) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分状況

2021年2月に当社100%子会社である株式会社ジェイクレストを新たに設立したため、連結の範囲に含めております。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	事業内容
株式会社ジェイスポート	10,000千円	100.0%	フットサル施設運営
株式会社ジェイリード パートナーズ	20,000千円	100.0%	不動産事業
株式会社アセット・ ジーニアス	10,000千円	100.0%	Web事業 太陽光事業
株式会社ジェイクレスト	5,000千円	100.0%	太陽光事業

(注) 1. 2021年2月に当社100%子会社である株式会社ジェイクレストを新たに設立したため、連結の範囲に含めております。

2. 当事業年度の末日における特定完全子会社の状況は、次のとおりであります。

特定完全子会社の名称	株式会社ジェイスポート
特定完全子会社の住所	東京都港区麻布十番一丁目7番11号
当社及び当社の完全子会社における 特定完全子会社の株式の帳簿価額	83,618千円
当社の総資産額	188,387千円

(11) 主要な事業内容（2021年12月31日現在）

当社グループは、当社を持株会社とし、「スポーツ事業」を展開する株式会社ジェイスports、「不動産事業」を展開する株式会社ジェイリードパートナーズ、「Web事業」及び「太陽光事業」を展開する株式会社アセット・ジーニアス、「太陽光事業」を展開する株式会社ジェイクレストの連結子会社4社で構成されております。

<スポーツ事業>

株式会社ジェイスportsが、スポーツ事業を展開しております。スポーツ事業では、フットサル施設の運営を行っております。神奈川県に1ヶ所「マリノスフットボールパーク東山田」、兵庫県に1ヶ所「フットサルコートつかしん」の合計2店舗において、フットサルコートのレンタル、フットサルスクールの開催、フットサルイベントの企画運営を行っております。

<不動産事業>

株式会社ジェイリードパートナーズが、不動産事業を展開しております。不動産事業では、不動産売買取引の他、ソーシャルレンディング事業をはじめとする新たなフィンテック事業、不動産テック事業への展開を図っております。

<Web事業>

株式会社アセット・ジーニアスが、Web事業を展開しております。Web事業では、システム・ソリューション開発業務、マーケティング・プロモーション業務、Webマーケティング業務、Web制作業務、Webアプリ開発業務を行っております。

<太陽光事業>

株式会社アセット・ジーニアス及び株式会社ジェイクレストが、太陽光事業を展開しております。太陽光事業では、販売用太陽光発電施設の仕入、販売事業を行っております。

(12) 主要な営業所（2021年12月31日現在）

当 社	東京都港区麻布十番一丁目7番11号
株式会社ジェイスポーツ	東京都港区麻布十番一丁目7番11号
株式会社アセット・ジーニアス	東京都港区麻布十番一丁目7番11号
株式会社ジェイリードパートナーズ	東京都港区麻布十番一丁目7番11号
株式会社ジェイクレスト	東京都港区麻布十番一丁目7番11号

店 舗

フットサルコートつかしん
（兵庫県尼崎市塚口本町）
マリノスフットボールパーク東山田
（神奈川県横浜市都筑区）

(注) 2021年7月9日付で本社移転により、本店住所が東京都港区新橋五丁目14番10号から東京都港区麻布十番一丁目7番11号に変更となりました。

(13) 使用人の状況（2021年12月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
スポーツ事業	5 (3)	1名増(1名減)
不動産事業	- (-)	-(-)
Web事業	- (-)	-(-)
太陽光事業	- (-)	-(-)
全社（共通）	4 (-)	1名増(-)
合 計	9 (3)	2名増(1名減)

(注) 1. 臨時雇用者数は、年間の平均人員を（ ）内に外数で記載しております。
2. 全社（共通）として記載されている従業員数は、管理部門に配属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
4名	1名増	35歳	3.1年

(14) 主要な借入先及び借入額（2021年12月31日現在）

該当事項はありません。

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社グループは、前連結会計年度において、営業損失、経常損失、営業キャッシュ・フローのマイナスを計上したことから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しているものと認識しております。当連結会計年度においては、営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失及び営業キャッシュ・フローのマイナスを計上しており、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響等を踏まえると、今後の当社の売上及び利益の見通しについて不確実性が存在することから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が引き続き存在しているものと認識しております。

当社グループは、当該状況を解消すべく、「連結注記表1. 継続企業の前提に関する注記」に記載のとおり、施策を着実に実行することにより、当社グループの経営基盤の強化を図ってまいります。当該施策において最も重要である各事業における収益基盤の強化は外部要因に大きく依存することから、現時点においては継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められません。

2. 株式の状況（2021年12月31日現在）

- | | |
|-------------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 10,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 4,333,500株 |
| (3) 株主数 | 1,187名 |
| (4) 大株主の状況（上位10名） | |

株主名	所有株式数	持株比率
有限会社アースマテリアル	550,000株	12.69%
株式会社エスティエンジニアリング	430,000	9.92
青山洋一	430,000	9.92
森上和樹	360,000	8.30
清水三郎	165,200	3.81
株式会社クロスウォーク	153,300	3.53
毛利友和	152,000	3.50
中谷正和	150,000	3.46
高木宏	118,000	2.72
濱田雄史	100,000	2.30

（注）持株比率は自己株式（20株）を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

①当社役員が保有している新株予約権等の状況

	第5回新株予約権
決議年月日	2020年9月30日
付与対象者の区分及び人数	取締役（社外取締役除く） 3名
新株予約権の数	取締役（社外取締役除く）2,500個
新株予約権と引換えに払込まれる金額	新株予約権1個当たり651円
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 250,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり327円
新株予約権の行使期間	2020年10月16日～2022年10月14日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額	発行価額327円 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
新株予約権の行使の条件	(注)1

(注) 1. 新株予約権の行使の条件

- ①本新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時において当社、当社子会社、又は当社関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有していることを要する。但し、任期満了による退任、定年又は会社都合による退職、その他取締役会が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。
- ②本新株予約権者は、本新株予約権の行使期間中に、当社の普通株式の取引終値が一度でも500円以上となった場合にも、本新株予約権を行使できるものとする。

- ③本新株予約権の権利行使期間の満了日前に新株予約権者が死亡した場合は、相続人のうち1名に限り本新株予約権を承継することができる。但し、再承継はできない。
- ④本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

2. 上記新株予約権2,500個のうち当事業年度において行使されたものはありません。2021年12月31日現在の未行使新株予約権は2,500個であります。

②2020年9月30日付で発行を決議した第三者割当による当社第4回新株予約権の内容は次のとおりであります。

	第4回新株予約権
決議年月日	2020年9月30日
割当日	2020年10月16日
新株予約権の総数	8,000個
発行価額	新株予約権1個当たり419円
当該発行による潜在株式数	普通株式 800,000株
行使価額	行使価額 295円
募集又は割当方法	第三者割当の方法により、以下のとおり割り当てます。 有限会社アースマテリアル 2,750個 濱田 雄史 2,600個 株式会社エスティエンジニアリング 2,150個 川口 博 500個
行使期間	2020年10月16日～2022年10月14日
その他	①新株予約権の取得 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日から3ヶ月経過以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり払込額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。 ②譲渡制限 本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。

(注) 上記新株予約権8,000個のうち当事業年度において行使されたものはありません。2021年12月31日現在の未行使新株予約権は8,000個であります。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役に関する事項（2021年12月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	眞 野 定 也	
取 締 役	中 山 宏 一	管 理 本 部 長
取 締 役	塩 田 卓 也	経 営 企 画 部 長
取 締 役	吉 野 勝 秀	(株)新東京グループ代表取締役社長
常 勤 監 査 役	刈 谷 龍 太	弁 護 士 法 人 C - L i A 社 員
監 査 役	四 方 直 樹	司 法 書 士 法 人 四 方 事 務 所 特 定 社 員
監 査 役	関 口 常 裕	公 認 会 計 士 、 税 理 士 エンサイド公認会計士共同事務所 エンサイドコンサルティング(株)代表取締役 税 理 士 法 人 エ ン サ イ ド 社 員

- (注) 1. 取締役 吉野勝氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役 刈谷龍太氏、監査役 四方直樹氏及び監査役 関口常裕氏は、社外監査役であります。
3. 監査役 関口常裕氏は、公認会計士、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、社外取締役 吉野勝氏、社外監査役 刈谷龍太氏、四方直樹氏及び関口常裕氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届出ておりません。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができるものとしております。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法定が定める範囲内とします。

なお、当社は、社外取締役 吉野勝氏との間で責任限定契約を締結してあります。

(3) 取締役及び監査役の報酬等

①役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年3月30日の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、当社と同程度の規模の国内企業と比較して不合理な点は存在せず、報酬等の内容にかかる決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は以下のとおりです。

a. 基本報酬に関する方針

各取締役の報酬額は、取締役会において、各取締役の職責、在籍年数等に応じて、株主総会で定められた増額の範囲内で支給額を決定する方針としております。

なお、2017年3月30日開催の第25回定時株主総会において、取締役の報酬限度額は年額200,000千円以内と決議されています。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は5名です。

また、2002年3月7日開催の第10回定時株主総会において監査役の報酬限度額は年額20,000千円以内と決議されています。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は2名です。

b. 業績連動報酬等に関する方針

現在のところ、業績連動報酬を支給しておりません。

c. 非金銭報酬等に関する方針

当社の中長期的な企業価値及び株主価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するためストック・オプションを付与する場合には、取締役の職責、在籍年数等に応じて付与数を決定する方針としております。

d. 報酬等の割合に関する方針

職責に比例して非金銭報酬等の割合を高める方針としております。

e. 報酬等の付与時期や条件に関する方針

固定金銭報酬は、任期中となる4月から翌年3月までの職務執行の対価として毎月支給すること、非金銭報酬等は、潜在株式による希薄化の状況等を勘案し支給を決定することを方針としております。

f. 報酬等の決定の委任に関する事項

該当事項はありません。

g. 上記のほか報酬等の決定に関する事項

該当事項はありません。

②当事業年度にかかる報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	30,900千円 (2,700千円)	30,900千円 (2,700千円)	— (—)	— (—)	4名 (1名)
監 査 役 (うち社外監査役)	4,800千円 (4,800千円)	4,800千円 (4,800千円)	— (—)	— (—)	3名 (3名)
合 計 (うち社外役員)	35,700千円 (7,500千円)	35,700千円 (7,500千円)	— (—)	— (—)	7名 (4名)

(注) 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

(4) 社外役員に関する事項

重要な兼職先と当社との関係及び当事業年度における主な活動状況

① 取締役 吉野勝秀

同氏は、(株)新東京グループ代表取締役社長であります。当社との間に特別の関係はありません。

当事業年度の主な活動といたしましては、2021年3月30日就任以降、当事業年度中に開催した取締役会16回中16回に出席いたしました。また、豊富なビジネス経験と幅広い見識を活かし、議案の審議や経営判断に必要な発言及び提言を適宜行っております。

② 監査役 刈谷龍太

同氏は弁護士であり、弁護士法人C-LiAの社員であります。当社との間に特別の関係はありません。

当事業年度の主な活動といたしましては、当事業年度中に開催した取締役会22回中22回、監査役会15回中15回に出席いたしました。また、弁護士としての専門的見地から、議案の審議や経営判断に必要な発言及び提言を適宜行っております。

③ 監査役 四方直樹

同氏は司法書士であり、司法書士法人四方事務所の特定社員であります。当社との間に特別の関係はありません。

当事業年度の主な活動といたしましては、当事業年度中に開催した取締役会22回中22回、監査役会15回中15回に出席いたしました。また、司法書士としての専門的見地から、議案の審議や経営判断に必要な発言及び提言を適宜行っております。

④ 監査役 関口常裕

同氏は公認会計士、税理士であり、エンサイド公認会計士共同事務所の所長、エンサイドコンサルティング株式会社の代表取締役及び税理士法人エンサイドの社員であります。当社との間に特別の関係はありません。

当事業年度の主な活動といたしましては、当事業年度中に開催した取締役会22回中22回、監査役会15回中15回に出席いたしました。また、公認会計士としての専門的見地から、議案の審議や経営判断に必要な発言及び提言を適宜行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 名称 HLB Meisei有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

1. 当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

HLB Meisei有限責任監査法人 18,000千円

2. 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

HLB Meisei有限責任監査法人 18,000千円

(注) 1. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、職務執行状況、報酬の算出根拠等について、当社の会計監査人と十分な協議を重ねた上で、監査報酬が決定されたものであることを確認し、会計監査人の報酬等の額について同意をしております。

2. 会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額については明確に区分していないため、上記1.の金額は合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。また、当社は、会計監査人の適正な職務の執行が困難である場合、その他必要があると判断した場合には、監査役会の決議により会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項及び運用状況の概要

(1) 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社の経営理念及び経営基本方針を踏まえて策定した「コンプライアンスマニュアル」を役員及び使用人全員への浸透を図り、自らの行動が「法令を遵守し、社会倫理に則った行動」となっているかを社員全員に意識付ける。
- ② 内部監査室長を任命し、当社における法令等遵守体制の充実強化にあたらせる。
そのための組織として内部監査室長が統括する内部統制委員会を設置する。
- ③ 万一コンプライアンスに関連する事態が発生した場合には、その内容、対処案が内部監査室長を通じ、取締役会、監査役会に報告される体制を整備、強化する。
- ④ 当社及び当社子会社の使用人が、法令・定款に照らして疑義のある行為等を知ったときに、通常の報告経路によらず直接、通報窓口はその旨を報告する仕組み（内部通報制度）を設ける。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務執行に係る情報・文書は、文書管理ルール及びそれに関連する各管理マニュアルに基づいて各所管部署が適切に保存・管理（廃棄を含む）し、取締役、監査役、及び内部監査室の閲覧に供する。
- ② 文書管理の統括部署は、少なくとも毎年1回は文書管理ルール、マニュアルの運用状況を検証し、必要な場合はその修正を行い、所管部署に対して文書等の適切な保存・管理を指導する。

(3) 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスク管理に関する基本ルールを策定し、体系的なリスク管理体制の確立を図る。各部門においては関連規程の見直し又は制定、ガイドラインの制定、マニュアルの作成、研修等を行い、部門ごとのリスク管理体制を整備する。
- ② リスクの発生又は発見時に、取締役会への報告及び開示の必要性を判断する基準を明確にする等、リスク対応と開示を適時適切に行う体制を再整備する。
- ③ 大規模な事故、災害、不祥事等の緊急事態が発生した場合に備えた危機管理体制及び対応ルールを再整備する。

- (4) 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 社内の組織・業務分掌・職務権限等に関するルールを適時適切に見直すことにより、職務遂行に係る意思決定及び指揮体制を経営戦略目標の達成のために最適の状態に保つ。
 - ② ITを活用した人事管理・業績管理・事務システムの精度向上に努め、全社的な経営効率及び業務効率の一層の向上を図る。
- (5) 子会社の取締役等の職務の遂行に係る事項の当社への報告に関する体制
当社は、当社子会社に対して、財務状況その他の重要事項について、当社への報告・協議を義務付けている。
- (6) その他当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 「企業行動指針」及び「役職員行動指針」を適用しつつ、自社の事業規模・特性を踏まえ、自ら業務の適正の確保を図る。
 - ② 内部監査室長が統括する内部統制委員会には、各事業部の担当者を委員として参加させ、内部統制に関する当社での協議、情報の共有化等の場とする。
 - ③ 法令違反行為等を知った者は、内部通報制度によって直接、同制度の通報窓口で報告するものとする。この場合、通報窓口担当部署は監査役に、通報者保護に留意しつつ当該通報の内容等を報告することとする。
- (7) 監査役を補助すべき使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ① 監査役は、必要がある場合は、事前に内部監査室長に通知して内部監査担当者に監査業務を補助するよう命令することができる。この通知を受けた取締役は、特段の事情がない限りこれに従うものとする。
 - ② 監査役会から専任の使用人の配属を求められた場合は、必要なスキルその他について具体的な意見を聴取した上で人選し、監査役会の同意を得て任命する。
 - ③ 監査役から命令を受けた使用人は、その命令の遂行に関して取締役の指揮命令を受けず、また、実施結果の報告は命令した監査役に対してのみ行うこととする。
 - ④ 取締役は、監査役の命令を受けた使用人に対し、そのことを理由に人事処遇等において不利な取扱いをしない。
 - ⑤ 専任の使用人を配属した場合、その人事異動・人事評価・懲戒処分に関しては監査役会の同意を得るものとする。

- (8) 取締役及び使用人が監査役会又は監査役に報告をするための体制その他の監査役会又は監査役への報告に関する体制
- ① 取締役及び使用人は、次の場合には、監査役会又は監査役に対して直接かつ速やかに報告しなければならないものとする。
 - (a) 法令・定款に違反する事実を発見したとき
 - (b) 当社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したとき
 - ② 内部通報制度担当部署は、内部通報制度による通報があったときは、直ちに監査役に報告するものとする。
 - ③ 法令・定款の遵守に関する事項、リスク管理に関する事項、内部監査の実施状況その他の事項を、取締役又は担当部署長から監査役会に報告する体制を整備する。報告事項及び報告の方法については、監査役会との協議により決定する。
- (9) 当社子会社の取締役、監査役、使用人及びこれらの者から報告を受けた者が、当社の監査役会又は監査役に報告をするための体制その他の監査役会又は監査役への報告に関する体制
- 当社子会社の取締役は、当社監査役会と定期的に会合を持ち、業務遂行に関する事項等について報告を行う。また、当社子会社の取締役及び使用人は、当社監査役から業務遂行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに報告を行わなければならない。
- (10) (8)及び(9)の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 監査役に対して、情報提供を行った取締役及び使用人が当社及び当社子会社において不利な取扱いを受けない制度をコンプライアンスマニュアルに定める。
- (11) 監査役職務の遂行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の職務の遂行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査役求めがあった場合、その費用等が監査役職務の執行について生じたものではないことを証明できる場合を除き、監査役職務の遂行について生ずる費用の前払又は償還並びに債務の処理を行わなければならない。
- (12) その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査役会と代表取締役との間の定期的な意見交換会の頻度を、四半期ごとに1回とする。
 - ② 監査役は内部監査の実施状況について報告を受けるとともに、必要があると認めるときは追加監査の実施、業務改善策の策定等を求めることができるものとする。

(13) 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制

当社は、金融商品取引法の定めに従い、財務報告に係る内部統制が有効かつ適切に行われる体制の整備・運用・評価を行い、財務報告の信頼性と適正性を確保する。

(14) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

- ① 反社会的勢力による不当な要求などが発生した場合には、内部監査室長が統括する内部統制委員会及び反社会的勢力対応部署が連携し、情報の一元管理・蓄積を行い、速やかに内部監査室長を通じて取締役会及び監査役会に報告される体制の整備、強化を図る。
- ② 反社会的勢力対応部署を中心とし、対応マニュアルの整備を進める。また、当社及び当社グループ会社の使用人全員に対し研修を実施するほか、必要に応じ外部機関とも連携し、体制の強化を図る。
- ③ 新規取引先との取引開始にあたっては与信管理のための外部調査機関の活用や既存取引先からの情報の収集を行う。
- ④ 株主の属性判断を行う際には、所轄警察署との連携による身元照会を実施し、反社会的勢力の排除に努める。

(15) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務執行については、取締役会が法令、定款及び各種規程に則って自ら率先して行動し、コンプライアンスやリスク管理に対応しております。監査役は、取締役会や経営会議などの重要な会議への出席を通じて、また会計監査人や内部監査部門との情報交換を通じ発言をする機会を設け、当社の業務の適正を確保するための体制を確認しております。

財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性を勘案して評価範囲を決定し、当該財務報告に係るプロセスにおける内部統制の有効性評価を行っております。

子会社の内部統制の整備状況は、親会社である当社の内部監査部門が確認するとともに、当社の会計監査人及び内部監査部門が定期的に監査を行い、改善に努めております。

7. 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

連結貸借対照表

(2021年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	218,362	流動負債	24,078
現金及び預金	85,668	未払金	6,361
受取手形及び売掛金	5,030	未払法人税等	1,554
未収入金	212,945	未払消費税等	2,761
前払費用	3,992	未払費用	10,216
未収還付法人税等	15,195	預り金	1,165
未収消費税等	16,864	前受金	835
その他	645	その他	1,183
貸倒引当金	△121,989	固定負債	733
固定資産	37,830	長期預り保証金	150
有形固定資産	20,314	その他	583
建物及び構築物	20,068	負債合計	24,811
その他	246	(純資産の部)	
投資その他の資産	17,515	株主資本	198,428
敷金及び保証金	17,242	資本金	100,000
その他	272	資本剰余金	194,256
資産合計	256,192	利益剰余金	△95,804
		自己株式	△24
		新株予約権	32,952
		純資産合計	231,380
		負債純資産合計	256,192

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自 2021年1月1日)
(至 2021年12月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		116,196
売 上 原 価		69,042
売 上 総 利 益		47,153
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		176,896
営 業 損 失 (△)		△129,742
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	0	
助 成 金 収 入	1,066	
還 付 加 算 金	113	
そ の 他	0	1,180
経 常 損 失 (△)		△128,562
特 別 損 失		
減 損 損 失	8,996	
資 産 除 去 債 務 履 行 差 額	5,000	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	7,338	21,335
税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失 (△)		△149,898
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	1,031	1,031
当 期 純 損 失 (△)		△150,929
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失 (△)		△150,929

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自 2021年1月1日)
(至 2021年12月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本					新株予約権	純資産合計
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計		
2021年1月1日期首残高	336,000	565,352	△551,970	△24	349,358	32,952	382,310
連結会計年度中の変動額							
減 資	△236,000	236,000			—		—
欠 損 填 補		△607,096	607,096		—		—
親会社株主に帰属する当期純損失 (△)			△150,929		△150,929		△150,929
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額 (純額)					—		—
連結会計年度中の変動額合計	△236,000	△371,096	456,166	—	△150,929	—	△150,929
2021年12月31日期末残高	100,000	194,256	△95,804	△24	198,428	32,952	231,380

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2021年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	94,461	流動負債	64,235
現金及び預金	59,666	未払金	4,647
前払費用	2,333	関係会社未払金	52,948
未収入金	115,470	未払法人税等	290
関係会社未収入金	174,417	未払費用	5,451
未収還付法人税等	14,405	預り金	897
未収消費税等	16,569		
その他	94	負債合計	64,235
貸倒引当金	△288,496	(純資産の部)	
固定資産	93,926	株主資本	91,200
投資その他の資産	93,926	資本金	100,000
関係会社株式	83,618	資本剰余金	194,256
敷金及び保証金	10,035	資本準備金	194,256
その他	272	利益剰余金	△203,032
資産合計	188,387	利益準備金	750
		その他利益剰余金	△203,782
		繰越利益剰余金	△203,782
		自己株式	△24
		新株予約権	32,952
		純資産合計	124,152
		負債純資産合計	188,387

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 2021年1月1日)
(至 2021年12月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
営 業 収 益		
経 営 指 導 料	18,049	18,049
営 業 費 用		134,475
営 業 損 失 (△)		△116,426
営 業 外 収 益		
還 付 加 算 金	106	
そ の 他	0	106
経 常 損 失 (△)		△116,319
特 別 損 失		
減 損 損 失	8,996	
子 会 社 株 式 評 価 損	4,999	
資 産 除 去 債 務 履 行 差 額	5,000	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	69,593	88,590
税 引 前 当 期 純 損 失 (△)		△204,910
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	△1,127	△1,127
当 期 純 損 失 (△)		△203,782

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 2021年1月1日)
(至 2021年12月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本										新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				自 己 式 株 資 合	主 本 計		
		資 本 金 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 剰 余 金 準 備 金	そ の 他 剰 余 金 繰 上 計 入	他 益 剰 余 金 繰 上 計 入	利 益 剰 余 金 合 計				
2021年1月1日期首残高	336,000	565,352	-	565,352	750	△607,096	△606,346	△24	294,982	32,952	327,934	
当 期 変 動 額												
減 資	△236,000		236,000	236,000			-		-		-	
資本準備金の取崩		△371,096	371,096	-			-		-		-	
欠 損 填 補			△607,096	△607,096		607,096	607,096		-		-	
当期純損失(△)				-		△203,782	△203,782		△203,782		△203,782	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				-			-		-		-	
当期変動額合計	△236,000	△371,096	-	△371,096	-	403,313	403,313	-	△203,782	-	△203,782	
2021年12月31日期末残高	100,000	194,256	-	194,256	750	△203,782	△203,032	△24	91,200	32,952	124,152	

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年2月28日

株式会社ジェイホールディングス

取締役会 御中

HLB Meisei有限責任監査法人

東京都中央区

指定有限責任社員	公認会計士	武田 剛
業務執行社員		
指定有限責任社員	公認会計士	関 和輝
業務執行社員		

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ジェイホールディングスの2021年1月1日から2021年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ジェイホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は前連結会計年度において、営業損失、経常損失及び営業キャッシュ・フローのマイナスを計上している。当連結会計年度においては、営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失及び営業キャッシュ・フローのマイナスを計上しており、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響等を踏まえると、今後の会社の売上及び利益の見通しについて不確実性が存在することから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結計算書類に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年2月28日

株式会社ジェイホールディングス

取締役会 御中

HLB Meisei有限責任監査法人

東京都中央区

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	武田 剛
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	関 和輝

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ジェイホールディングスの2021年1月1日から2021年12月31日までの第30期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は前事業年度において、営業損失、経常損失及び当期純損失を計上し、当事業年度においても、営業損失、経常損失及び当期純損失を計上していることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年1月1日から2021年12月31日までの第30期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人HLB Meisei有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人HLB Meisei有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以 上

2022年3月1日

株式会社ジェイホールディングス監査役会

常 勤 監 査 役 刈 谷 龍 太 ㊞
(社外監査役)

社 外 監 査 役 四 方 直 樹 ㊞

社 外 監 査 役 関 口 常 裕 ㊞

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 当社株式の流動性の向上及び将来の事業拡大に備えた機動的な資金調達を可能にするため、発行可能株式総数を増加させるものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。
 - ①変更案第13条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
 - ②変更案第13条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
 - ③株主総会参考資料等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第13条）は不要となるため、これを削除するものであります。
 - ④上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。
- (3) 上記のほか、一部の字句を修正するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>10,000,000株</u> とする。 (単元株式数) 第6条の2 当社の単元株式数は、100株と する。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>17,000,000株</u> とする。 (単元株式数) 第6条の2 当社の単元株式数は、100株 とする。

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第13条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第38条 会計監査役人は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>(配当金の除斥期間等)</p> <p>第45条 (条文省略)</p>	<p>(削 除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第13条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第38条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>(配当金の除斥期間等)</p> <p>第45条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p data-bbox="580 173 649 196"><u>(附則)</u></p> <p data-bbox="565 208 974 483">1. <u>現行定款第13条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更案第13条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下、「施行日」といいます。)から効力を生ずるものとする。</u></p> <p data-bbox="565 495 974 612">2. <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第13条はなお効力を有する。</u></p> <p data-bbox="565 624 974 737">3. <u>本附則は、施行日から6ヶ月を経過した日または前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第2号議案 取締役4名選任の件

取締役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	まの さだや 眞野 定也 (1976年5月25日生)	1999年4月 日興証券株式会社（現 SMBC日興証券株式会社）入社 2005年10月 エピック・マネジメント株式会社入社 2008年9月 株式会社アイネット証券入社 同社取締役就任 2009年9月 株式会社エピック・グループ入社 2010年6月 ヘッジファンド証券株式会社設立 同社代表取締役就任 2013年9月 LAZO株式会社設立 同社代表取締役就任（現任） 2019年9月 株式会社ジェイリードパートナーズ（当社子会社）代表取締役就任 2020年3月 株式会社アセット・ジーニアス（当社子会社）代表取締役就任 当社代表取締役就任（現任） （当社における地位、担当） 代表取締役社長	一株

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2	なかやま こういち 中山 宏一 (1978年5月12日生)	2011年7月 株式会社グリムス入社 2013年12月 夢の街創造委員会株式会社(現株式会社出前館)入社 2016年6月 当社入社管理本部長 2016年12月 当社取締役就任(現任) 2017年10月 公認会計士登録 (当社における地位、担当) 取締役管理本部長	一株
3	しおだ たくや 塩田 卓也 (1990年9月9日生)	2013年4月 株式会社フージュースホールディングス入社 2018年1月 株式会社タカラレーベン入社 2020年3月 当社取締役就任(現任) (当社における地位、担当) 取締役経営企画部長	一株
4	よしの かつひで 吉野 勝秀 (1968年4月27日生)	1992年7月 株式会社新東京開発設立 代表取締役社長就任 2009年8月 株式会社エコロジスタ設立 代表取締役社長就任 2012年6月 株式会社新東京グループ 代表取締役社長就任(現任) 2021年3月 当社社外取締役就任(現任) (当社における地位、担当) 取締役	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 吉野勝秀氏は、社外取締役候補者であります。
3. 吉野勝秀氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要は、豊富なビジネス経験と幅広い見識を有しており、その経験を当社のコーポレートガバナンスの強化に活かしていただきたいためであります。
4. 吉野勝秀氏は、現在当社の社外取締役であります。その在任期間は本総会終結の時をもって1年となります。
5. 当社は、吉野勝秀氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、法令が定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合には、当社は同氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。
6. 当社は吉野勝秀氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。なお、同氏の再任が承認された場合には、当社は同氏を引き続き独立役員とする予定であります。

以上

株主総会会場ご案内略図

会 場 東京都港区六本木五丁目11番16号
公益財団法人 国際文化会館
4階 403・404会議室



交通のご案内

都営大江戸線 麻布十番駅 7番出口より徒歩5分

(上り急勾配あり)

東京メトロ南北線 麻布十番駅 4番出口より徒歩8分

(上り急勾配あり)

東京メトロ日比谷線 六本木駅 3番出口より徒歩10分

(お願い)

お車でのご来場はご遠慮願います。